

平成26年川俣町議会第6回臨時会会議録

平成26年川俣町議会第6回臨時会は、8月19日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 斎藤博美君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 菅野正彦君	11 番 佐藤喜三郎君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 高野善兵衛君	14 番 石河清君	15 番 遠藤宗弘君
16 番 黒沢敏雄君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 斎藤博美君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 菅野正彦君	11 番 佐藤喜三郎君	13 番 高野善兵衛君
14 番 石河清君	16 番 黒沢敏雄君	

4. 欠席議員は、次のとおりである。

12 番 五十嵐謙吉君	15 番 遠藤宗弘君
-------------	------------

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	佐藤光正君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	寺島喜美夫君	会計管理者	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	佐藤広一君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長	佐藤修一君	生涯学習課長	増賀喜芳君
総務課長補佐	大内彰君		

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	高橋清美	書記長	岡健一
--------	------	-----	-----

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案要旨の説明

報告第 7 号 専決処分の報告について

(専決第 1 2 号 旧川俣精練解体工事請負契約の一部変更について)

報告第 8 号 専決処分の報告について

(専決第 1 3 号 川俣町子どもの屋内運動場整備工事請負契約の一部
変更について)

議案第 7 7 号 平成 2 6 年度川俣町一般会計補正予算 (第 3 号)

議案第 7 8 号 平成 2 6 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(追加日程)

発議第 6 号 石原伸晃環境大臣「金目」発言への抗議と被災者に寄り添った施策の
徹底を求める意見書

◎開会及び開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） ただいまの出席議員は、14人です。定足数に達しておりますので、平成26年第6回川俣町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 本日は大分気温も上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において11番議員 佐藤喜三郎君、13番議員 高野善兵衛君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。

石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 皆さん、おはようございます。本日の平成26年第6回議会臨時会開催に当たり、8月15日に議会招集の告示がございました。したがって、15日に議会運営委員会を開催し、町当局から臨時会における付議事件の概要について報告を求め、議事日程などについて審議をいたしました。

その結果、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

議事の日程であります。町長から提案要旨の説明を受けた後、付議事件4件について審議・採決を行うことといたしました。なお、追加議案が予定されております。

議員各位のご協力をお願いいたしまして報告といたします。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま報告いたしました日程でご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第3、町長から提案要旨の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 皆様、おはようございます。本日は大変お忙しい中、平成26年第6回川俣町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には、ご参集を賜りましたこと、心から御礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたします案件は、旧川俣精練解体工事と子どもの屋内運動場整備工事の2件につきまして、工事請負の契約金額を変更し、それぞれを専決処分いたしましたので、これら2件の報告がございます。

また、議案では、今年度の一般会計補正予算（第3号）と工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）の2件でございますが、提案議案の要旨の説明に先立ちまして、町商工会の補助金不正請求に対する調査状況等について、申し上げます。

現在、町では、町が補助金等を交付した平成21年度から平成24年度の43事業につきまして、補助金等の適正執行を確保するため、地方自治法の規定に基づき、事業実施に係る関係書類の再検査等の調査を行い、現在も調査を進めているところでございます。これまでの調査から、補助金の不正請求は事業実施に係る元帳や支出伝票、領収書等を意図的に捏造する不正経理が行われたものであり、町では、補助金実績報告書と整合しているため、書類審査を主とするこれまでの検査では不正を発見することができなかった一面もございますが、不正請求のあった一部の補助事業では、備品購入の現物確認行為を町が実施しなかったことや、実績報告の根拠書類となる領収書が添付されていないなど、町の補助金執行体制の課題も明らかになっております。

今後は、調査未了の事業につきまして、早急に完了に向け、進捗を図ってまいりますことはもちろんでございますが、今回の事案を受けまして、不正を未然に防ぐため、町においても補助金の執行体制のあり方の検証を行い、それを踏まえ、実績確認の手順や確認事項、内容の抜本的な見直しを進めてまいりますので、議員の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提出議案の要旨について、説明申し上げます。

初めに、議案第77号「平成26年度川俣町一般会計補正予算（第3号）」は、既定の予算額135億6,645万8,000円に、歳入歳出それぞれ、6億5,064万9,000円を追加し、予算の総額を142億1,710万7,000円とするものでございます。

これは、一つには、総務費におきまして、山木屋地区の農地除染完了後、営農再開までの保全事業として、避難区域農地等保全管理事業補助金5,075万円や避難区域営農再開に向けた復興組合支援に対する補助金443万4,000円をそれぞれ計上するとともに、山木屋地区復興推進委員会の設置に伴い委員報酬を措置する新規事業に伴うものでございます。

二つには、商工費において、工業団地特別会計への繰出金として、新たに西部工業団地整備事業に係る繰出金を措置するとともに、羽田産業団地の用地・補償費の所要額の増に伴いまして増額分を計上するものでございます。

西部工業団地整備事業につきましては、羽田産業団地と同様に、原子力災害被災地域産業団地等整備支援事業に係る国の再生加速化交付金の交付を強く要望しておりましたが、先月、7月10日付で交付決定の通知がございましたので、念願の造成工事に着手するため、造成事業費などにつきまして、工業団地造成事業特別会計へ繰り出すものでございます。なお、造成事業などにつきましては、平成26年度から平成27年度の継続事業で取り組んでまいりますので、継続費の補正もお願いするものでございます。

次に、議案第78号「平成26年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、一般会計からの繰入金5億9,390万9,000円を財源に、新たに西部工業団地整備事業費を計上し、造成工事のための設計業務委託料を計上いたしますとともに、造成工事費などにつきましては、2カ年間の継続事業で実施

してまいります。また、羽田産業団地につきましては、用地補償費の所要額の増に伴いまして、増額分の計上をお願いするものでございます。

今回の補正予算につきましては、町の復興・復旧を推進するため、早急に進めなければならない新規事業の追加や、早急に事業を実施するため、現計の予算額に不足が生じるために予算措置をお願いするものでございます。

以上、提出２議案の補正予算の概要説明といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議の上、可決を賜りますようお願いを申し上げます。提案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第４，報告第７号「専決処分の報告について（専決第１２号 旧川俣精練解体工事請負契約の一部変更について）」当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 報告第７号、専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同法同条第２項の規定により報告する。

記

専決第１２号 旧川俣精練解体工事請負契約の一部変更について

平成２６年８月１９日

川俣町長 古川道郎

次のページをお願いします。

専決第１２号、旧川俣精練解体工事請負契約の一部変更について

次のとおり請負契約を変更する。

１ 契約の目的 旧川俣精練解体工事

２ 契約金額 変更前 ２９３，０５５，８４０円

（うち消費税及び地方消費税２１，７０７，８４０円）

変更後 ２８８，０９５，４００円

（うち消費税及び地方消費税２１，３４０，４００円）

３ 契約の相手方 川俣町字川原田５番地の１

香野建設・古俣工務店特定建設工事共同企業体

代表者 香野建設株式会社 代表取締役 香野茂夫

平成２６年７月９日

川俣町長 古川道郎

報告第７号のご説明を申し上げます。

旧川俣精練解体工事につきましては、香野建設・古俣工務店特定建設工事共同企業体、代表者、香野建設株式会社を相手方として、平成２６年２月１８日に工事請負契約を締結し、解体工事を進めておりましたが、工事内容に変更の必要性が生じたため、平成２６年７月９日付で地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、町長において、専決処分による工事請負契約の一部変更を行いましたので、同法同条第２項の規定に

基づき、議会に報告をするものでございます。

変更の主な内容は、汚水の処理量で、浄化処理槽内の汚泥等の処理量が設計数量 1,054 立方メートル、1,054 トンに対し、実際の処理量が 728 立方メートル、728 トンということで、326 立方メートル、326 トンの減となったことなどによるものでございます。

これらの数量変更による減額に伴いまして、496 万 440 円の減額となったものでございます。その結果、契約金額を当初の 2 億 9,305 万 5,840 円から 2 億 8,809 万 5,400 円としたものでございます。

以上で、専決処分の報告の説明とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 次に、日程第 5、報告第 8 号「専決処分の報告について（専決第 13 号 川俣町子どもの屋内運動場整備工事請負契約の一部変更について）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） 報告第 8 号、専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同法同条第 2 項の規定により報告する。

記

専決第 13 号 川俣町子どもの屋内運動場整備工事請負契約の一部変更について
平成 26 年 8 月 19 日

川俣町長 古川道郎

次のページをお願いいたします。

専決第 13 号、川俣町子どもの屋内運動場整備工事請負契約の一部変更について
次のとおり請負契約を変更する。

1 契約の目的 川俣町子どもの屋内運動場整備工事

2 契約金額 変更前 49,680,000 円

（うち消費税及び地方消費税 3,680,000 円）

変更後 51,640,200 円

（うち消費税及び地方消費税 3,825,200 円）

3 契約の相手方 川俣町字日和田 8 番地

株式会社古俣工務店 川俣支店

支店長 古俣明美

平成 26 年 7 月 25 日

川俣町長 古川道郎

報告第 8 号について、ご説明申し上げます。

川俣町子どもの屋内運動場整備工事につきましては、株式会社古俣工務店川俣支店を相手方とし、平成 26 年 5 月 23 日に工事請負契約を締結し、改修工事を進めておりましたが、工事内容に変更の必要性が生じたため、平成 26 年 7 月 25 日付で、地

方自治法第180条第1項の規定に基づき、町長において専決処分による工事請負契約の一部変更を行いましたので、同法同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

変更の主な内容は、子どもの安全対策に伴う2階吹き抜け部分の落下防止ネット設置や、雨漏りによるバルコニーの防水補修などとなっております。これらの変更にかかる金額は196万200円の増額となり、その結果、契約金額は当初の4,968万円から5,164万200円としたものでございます。

以上で、専決処分の報告の説明とさせていただきます。

(「質疑あり」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 申し上げます。議会運営に関する基準62により、諸般の報告及び行政報告に対する質疑は、原則として行わないことになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

1番。

○1番（村上源吉君） 1番、村上です。

1点目に、これによって工期の変更はあったのか。

あと2点目に、変更内容を町の広報で出しました延期ですか、これについて私は、ただいまの当局の考えにちょっと納得がいかないんですが、広報では、開園の延長の理由が天候不順ということで広報したんですが、その趣旨をお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） 質問に対して答弁いたします。

まず1点目の工期の変更でございますが、工期の変更につきましては、変更はございませんでしたので、当初の8月8日が契約の工期の期限になっておりましたが、8月8日で完成しているところでございます。

2番目のオープンの延長に関する件でございますが、当初、7月に入ってから大雨等の関係で、外壁の塗装関係の工事がちょっとおくれていまして、足場解体等ができなかったというようなことで、そういう総合的な部分で工期がおくれてしまうというような予想だったんですが、一応工期は8月8日で終わったということですが、その後、遊具の設置等がございまして、そちらが重複して、作業ができないというようなことで、8月8日まで改修工事がかかりまして、その後、遊具等の設置が入るというようなことの考えから、オープンがおくれるということで、広報に掲載したものでございます。

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 1番 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） それでは伺いますが、外構工事はいつ発注したんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） 駐車場整備に関する外構工事かと思いますが、これにつきましては、8月1日に契約をしているところでございます。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 1 番 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） そうすると、総合的に考えると、8 月 8 日、上旬、中旬に開園するというのがなは、そもそもこの工程のとり方とか、そういった発注の仕方に大変問題があったと思うんですよ。そんな中で、天候不順というのがなが、私も土木建設にいたもんですから、非常に町民に対して失礼な説明だと思うんですが、今後こういった事業の執行体制をとるのか、それともこれから今後、全てもう少し慎重に説明していくのか、当局の考えを伺います。

○議長（黒沢敏雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） 今回の工事につきましては、4 月以降、改修工事の関係で、設計等もおくれておりましたので、今後は計画的に見て、慎重に整備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） なければ次に進みます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 6，議案第 77 号「平成 26 年度川俣町一般会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第 77 号「平成 26 年度川俣町一般会計補正予算（第 3 号）」について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） 何点かお聞きしますが、まず、歳出、山木屋のこの農地保全の事業費が初めて出てきたんですけど、この復興組合というのは、まず設立されたのかどうかですね。補助金を出すって言っているわけですから、相手方が確定しているのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、2 番目の大きな質問は、町長も提案要旨の中で、商工会のことを触れられましたが、この中で、歳入で、加算金 1,000 円、存目計上だと、こういうことなんですけど、この間、産業常任委員会なり、全員協議会で、商工会の不正問題については、幾度となく議論をしてきたところではありますが、そういった中で、4 点ほど質問したいんですけど。

一つは、今までずっと町は、この平成 21 年度から 24 年度までの事業というのは、全部で 42 の事業なんだと、こう言ってきたんですよ。ところが、いつの間にか 1 事業ふえたのね。43 事業になったんですよ。町長も 43 事業って、さっき提案要旨で言いましたが、何がふえたのか、何が漏れたのか、ずっと 42 事業で一覧表ができてるんです。だから、何がどういうふうになつたのか、まず 1 点お聞きをしたいというふうに思います。

それから二つ目は、町長、提案要旨で触れないんだけど、これまで商工会の内部の調査委員会なり、あるいは、県、国の調査等で明らかになってきたのは、11事業だと。このうち町は、多分8事業だったと思うんですよ。町がかかわっている補助金は。ところが、今般の町の独自の調査で、1事業不正が見つかったわけですよ。そのことを全然町長触れないのね、提案要旨で。これは、私はやっぱり町民の皆さんに対する説明責任を放棄していると思うんですよ。町の調査で明らかになった事業があるはずですよ、新たにね。だから、その分をきちっと説明していただきたいなと。これは、町民の皆さんにやっぱりわかるように、ちゃんと説明していただきたいと思うんです。

それから、三つ目は、町長ね、こういうことがわかって、これからも残りやっていくんだというんだけど、今後の対応について全然触れてないのね。存目、1,000円計上しただけで終わってるんですよ。だから、今後どうするのか、町は、この問題について。これを明確に、やっぱり町民の皆さんが一番聞きたいところなんで、明らかにしていただきたいなと。

それから、四つ目について言うと、今まで明らかになった9事業、一つ追加になって。1,213万7,999円ですと、町が返してもらうのは。これは元金としてね。加算金は抜きにしてですよ。だから、これは、即返還を求めないと、商工会さんは、利息がどんどんふえていくだけなんだよね、払わないと。商工会の負担がふえていくだけなんです。だから、なぜ即返還を求めないのか。今回の補正にちゃんと1,213万7,999円の元金の返還を求めますと予算計上して、国の補助金適正化法に基づいてやればいい話なんですから、それを何でやんないのか、全部明らかになんのを待ってたらば、どんどん利息だけがふえていって、結局は商工会の財政負担がふえていくだけだと私は思うんです。それは、商工会にとっても好ましくないことですし、町民の皆様にとっても何かうやむやでようわからんというのが実態ですから、何でこの即返還ね、明らかになった分だけでも即返還を求めないのかと、この四つについて、商工会のことについてはお聞きしておきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご質問の農地等の保全管理体制について、二つの復興組合がございます。一つは、山木屋地区再生受託組合、この受託組合については、4月25日に設立をしております。もう一つの復興組合であります山木屋地区営農組合、これは仮称であります。8月25日に設立の予定になっております。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

まず、事業の数でございますが、42事業に関しましての事業内訳で報告しているとおりでございまして、そのほかに関しましては、43といたしますのは、商工会が間接的に関与しました線量計活動のことを言っていると思いますので、全体としては4事業に関しまして、事業の数に関して変わりはないものと考えております。

その次でございますが、11事業に関しまして、商工会さんのほうから報告を受け

ました。そのうち、町が直接関与するのが8事業でございます。そのほかに、新たにということでございますが、これは追加じゃなくて、平成21年度の商品券発行新システム導入、これに関しましての今回、不適切な支出がわかりましたということでございまして、これに関しましては、私のほうで、11事業の中からは漏れていたものでございますので、今回ここでご報告させていただきたいと思います。

それから、返還関係のおくれということでございますが、一応、現在、委員会及び全員協議会等で、私のほうで説明しておりまして、そのほうで、審議が終わりました段階で、早急に返還を求めていくものと考えておりましたので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 三つ目の質問に対してお答えしませんでした。申しわけございません。

三つ目の、今後の返還をどのような形で求めていくのかでございしますが、これからもきちっと議会のほうにご説明いたしまして、早急にこちらのほうの金額等もご理解いただきまして、返還業務及びこれからその他残った事業に関しましても、日程等を決定いたしまして、随時、報告をしてまいり、全容的な報告を早急に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） 今後の対応であります。町では、調査を継続中でございます。

今後の対応、また返還につきましては、議会、議員の皆様とよくよく相談をさせていただきながら、対応を決めていきたいと思っております。

また、冒頭に町長の挨拶の中でありましたとおり、町の補助金に対する執行体制、こちらについても見直しを進め、不正を見抜けなかった体制、反省を行い、適正な執行体制を形づくっていきますよう努力してまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 復興組合のことはわかったんですけど、8月25日に新たにできる組織はこれ、補助事業なんだよね。だから補助金が、事業主体がまだ決まってもいないのに計上できるという根拠がどこにあるんだか私、わかんないんだね。普通、補助事業というのは、事業主体がしっかりできてて、その総会で、その事業に取り組むということが決まってて、この団体だったら確実にできんなということがあって、初めて補助金というのは執行されるべきものだし、予算も計上されるべきものだと思うんですが、まだ、誰が組合長になんだか、どういう構成メンバーになんだか、何もわからんというふうな中身の中で、補助金のみが出てくるという部分については、何か急ぐ理由があるんだかどうなのか、そういうことで今後もやっていくんだかどうなのか、その辺を明確にしておきたいと。ほかの補助金の話も出てきますからね、これ。

この補助金は、国から全額くっから、トンネルだから関係ねえんだ。町が町単でやる場合は、うんと厳しいんだって、こうはいかないわけですから、同じ補助金なんですから。一方、商工会の問題もあるわけだけど、補助金のあり方、執行のあり方の問題ですから、これは明確に、今後どういうふうに対応していくのか、どういう基準でやっていくのか。再生組合のほうはいいよ、これできてるから。総会もやったんでしょうけど。だけど、営農組合のほうは、何にもまだ実体がないわけじゃないですか。実体がないのに、補助金は計上できるんだし、もう予算もとるんだと、こういう話は、基本的には私、あり得ないと思うんですよ。その辺、どういう基準で今後やっていくのか、再質問させていただきます。

あと、商工会の問題ですけど、42に線量計の話が一つ入っているんでねえかという話なんですけど、私は何が43になったんですかって聞いただけなんです。42でずっと説明してきているわけ、当局はね。だから、43事業調査していますということになれば、じゃあ何が一つふえたんですかって、私は聞いているんですよ。線量計でねえかって言われても困るんだね、それは。皆さんがやってることだから、私はやってないんだから。だから、どの事業が明確に一つふえて43になったのか、この全員協議会で、5月8日から配っている資料は42なんです、全部、ずっと、一貫して。だから、43事業だというなら、どの事業がふえたんですかって私は聞いてるだけですから、事務的な話なんで、明確にお答えをいただきたいと思います。

あと、この商品券発行、平成21年度になるのかな、たしか商品券発行システム事業って。だから、これがまずかったんですと、ほかのがなは利用したっていうんでわかるんだけど、不正でどこだか行っちゃったっていうのわかるんだけど、じゃあ、この商品券の発行システム事業は、どんな不正だったのか、その金額は何ぼなのか、説明責任があるじゃないですか、当局には。全協で言ったからいいんだ何だっていう話は、これは別の話ですよ。議会で答弁するということは、町民の皆様きちんと正しい情報を責任を持ってお伝えするということなんだから、どういう不正があって幾ら補助金を返してもらうことになったのか、明確にお知らせをいただきたいと思います。

あとね、町長。今後の対応はね、調査継続して議会と相談していく話ではないでしょう、それは。まだ終わんねえんだから、本当は7月17日に終わるって町長は出したんだよ、一番先に。7月17日までを期限としてやっていきますってことで、明確に文章にして出したわけでしょう。そうしたら、例の副町長が出てきて、いやこれは当局から、向こうからもらう話であって、終わるわけではねえんだなんて、変なことをこの前も言ったけど、そういう責任のない答弁ばかりしてっからおかしいんで、今後じゃあ、町はこの問題についてどういう態度で臨むんですかと。だって町長は、1回も返還を求めますとは言っていないんだよ、公の場では。で、加算金の1,000円の存目だけ出てくるって話はないじゃないですか。言ったんですか、今までもじゃあ、全額返還求めますとかって。公の場で1回も言っていないんですよ、町長、町民に対して。議会に言うってことは、町民に対して言うってことですからね。議会で明言するってことは。で、全額返還を求めますってことは言っていないでしょう、1回も、

議会では。だから、全額返還を町長は求めるんですかって。で、今後、じゃあ商工会とはどういう関係で臨むんですかと。その態度が明確でないでしょう。だって、議会は、執行していいって議決したんだよ。もちろん適正に執行したと思ったから、決算も認定したんですよ。けども、実際は、不正がそこにありましたと。その不正を見抜けなかったのは、執行責任者たる町長の責任なんですよ、これ。議会の責任ではないんですよ、これ。だから、町長は、じゃあどうすんだと。この問題について、どういう態度で臨むのかというのは、町民に明確な言葉で端的に言うべきじゃないですか。何でそれが言えないんですか。それも再質問しておきます。

それからね、最後、今回、何で上げないんですか。全部言ってるじゃないですか。調査終わるまで待ってたら、町民の人たちもわからないし、商工会さんは、町の方針だ、5%加算金もらうんだって言うけど、返してから5%の加算金というのを計算してくんじゃないですか。全額返還がおくれればおくれるほど、5%の利息がどんどん商工会さんについてくんだから、わかった順に全額返還を求めて、何ぼでも商工会の財政負担を減らすように対応するのが、私は適正な対応だと思うんですが、何でそうしないんですかと。そのことについて、調査中だからって関係ないでしょう。調査が終わったものについて、何でやんないんですかって、私は言っているんですからね。もう一回聞いておきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答えいたします。

山木屋地区営農組合、まだ設立が25日という予定でございます。この復興組合の事業開始、9月から想定をしております。9月から人件費等の支払いに向けて調整をしているところでありますので、設立後、実際、復興組合の補助金ということで考えております。補助金の取り扱いについては、やはり、復興組合の支援補助金でありますので、適正な管理をしていきたいと思っております。

なお、8月5日に行政区長会と農振会の会長会議を行いまして8月25日に設立総会をやるということで決定をしまして、9月から事業開始ということで考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。と思います。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答え申し上げます。

先ほど言いました43事業でございますが、今までやりました42事業にプラスされますのは、川俣町線量計低減活動に關します事業が1事業でございます。これも含めまして43事業ということで、調査をしておるものでございます。

次でございます、先ほどご質問のあった商品券発行システムでございますが、これに關しましては、スタンプ会のほうで購入します新しい機器導入という形でございまして、その機械を実質的には購入をしていなかったということでございまして、当初の総事業費に關しましては、495万9,000円でございます。これは、定額補助でなくて、50%の補助になっております。2分の1でございます。実質的には、事

業として実施されたのは240万円で、機械等の購入がなかったために、ほとんど使用されなかったという形になっておりまして、ですので、請求に関しましては、全額返還ということでございますので、248万円の返還金額を求めるところでございます。ただ、その詳細、どういう形で、残った分の事業に使わなかった内容については、今のところまだ調査中でございますので。ただ、金額としては、そのような形で購入しなかったというのが明確にわかったということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 2番 高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

商工会の件につきましては、先ほど提案要旨の中でも説明させていただきました。現在、そのような状況にあることについて、まず、ご理解いただきたいと思います。

そしてまた、全額返還も含めての方針でございますが、町といたしましては、本当にこの事業も、町の補助事業で、町民の皆さんに喜んでもらえる事業、有意義な事業という思いで補助も出してまいりました。また、国のほうからそんなことになってきたわけでありすけれども、しかし、そんな中であって、このような不正請求に至るような、書類を捏造してつくるといような、本当に残念な行為が行われているということは、これは、一方では、そういった信頼関係をまた裏切るものだと思っております。そんな意味では、町といたしましても、しっかりと責任を持った対応をしなければならない、そんな観点に立っております。そういったことから、全額返還を求めていくべきだというような考えに今は立っているところでございます。その中で、議員お質しのように、いつまでも置いては、利息も加わって大変になるんじゃないかという、そのようなことも、私も理解をしております。そんな意味で、今はこの調査を早く完了させて、そして、次のステップに上がって行って、次の商工会の再スタートに結びつけるような体制づくりに、町としても取り組んでいきたいと、そのように思っているところでございます。

また、今後の対策、町としての対応でございますが、さきのいろんな議員の委員会なり、全協でもお話を申し上げておりますけれども、町のほうの審査体制、審議体制に不備があったということでの結果も出ているわけでございますので、商工会のいろんな、コンプライアンスも含めたことの対応・対策はもちろんなんでありますけれども、町といたしましては、補助金の出し方、あり方、そしてまたその管理の仕方、また決算の対応の仕方等も含めて、これはしっかりと体制づくりをしなくちゃならないと、そんな思いでおります。ですから、この今後の見直し等につきましては、そういったことも含めて、見直しをしてまいりますので、そんな時間をかけないでやっていく考えでありますが、それについては、また、議会の皆さん方のほうに明らかにしながら、共通認識の上に立って、今後の対策をしっかりと進めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたく、お願い申し上げまして答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 原災課長ね、町長だけど、聞いているのはよ。8月25日に組合つくって、9月1日から事業できるなんていうすばらしい組織ってどこにあるんですか。1週間もねえんだよ、8月25日に設立したら、9月1日からできるんだって、事業が。そんな組合だの任意組織って、おら見たことねえんだけど。だから、事業ありきっていうか、もう中身は何でもいいんだみたいな、そういったことにとられたってやむを得なくなっちゃうわけですよ。だって、一方は4月25日につくったのよ。本当に川俣町が、山木屋の農地保全をきっちりやっていくんだと考えるならば、一方で4月25日にできてるってことは、そういう議論が事前にあったわけでしょう。だったら、4月の段階で、営農組合も再生組合も両方つくって、もう草刈りなんてのは、6月、8月にやるのが当たり前なんだから。そして、年に3回か4回草刈りなかったらしょうがないし、工期だって3回って予定しているわけでしょう、この事業で。だったらもう、1回分は終わっているわけでしょう。できないわけでしょう、ことしはもう。何回も回数やれば金もらえるから出すんだっていう話じゃないでしょう。農地保全のためにやるんでしょう。農地保全のためにやるんならば、当然春に起こす、秋に起こすというのは当たり前じゃない。どんな田んぼだって畑だって。

だから、自分たちの事業のおくれをそっちのけにして、山木屋の住民の人たちにぶん投げた形にして、そして、山木屋の人たちの住民の連帯意識をばらばらにしてですよ、私から言わせれば。住民同士が対立するような取り組み経過をやってきて、ここに来て、今度は一気に金出して、ほらおめえらやれと。これは、私は、当局としては責任放棄の問題だと思います。本気でやるんなら、4月25日の再開組合かな、営農再開組合だかなんだかわかんねえけど、こっちできたときに合わせて営農組合ができるようにしとかなくちやいけないんじゃないですか。何でそれを一緒にできなかったんですか。それまでの議論は何だったんですか、ほんじゃあ。この秋から冬にかけての議論は。そこをお聞きしておきますよ。何で片っ方は4月にできて、何で片っ方は8月にできるんですか。同じ山木屋を対象にしてるんだもの。同じ山木屋の住民の人たちが集まってやるんだもの。一緒にできなかったんですかって、取り組みを。二つできようが、三つできようが、四つできようが、私は構わないですよ、組合は。だけど、一方は4月にもうできた。片っ方は4カ月おくれてやるんだと。だから、こっちできたから、今度予算出すんだと、これはね、行政執行責任者としては、私は町長ね、責任放棄だと思いますよ。

だって、農地保全については、国が責任を持ってやるってずっと来てたわけでしょう。今度は、町が補助金もらって、町が出すんですよ、地元の人たちに。だったらば、町に責任があるんですよ、今度は。これで町がいいって言ったんだから。国直轄の事業から、町が補助金もらってやりますって決めたわけでしょう。だったら町に責任あるんじゃないですか。何で4月に全部できなかったんですか。その事業の取り組みのおくれの原因はどこにあったのか、明確にしてくださいよ。

それから、あと43事業になった理由ね、これ線量計事業も入るんだっていうんだけど、線量計事業は別に補助金くっちゃわけでも何でもないでしょう。線量計は、行

政区が商工会から買っただけじゃないですか。何でそれを町が検査しなきゃなんないんだい。町が検査するんだらば、行政区検査しなきゃねべした、逆な言い方すれば。関係ないじゃないですか、線量計事業は。町が行政区に補助金を出して、そして、線量計買ってくださいますよ、高圧洗浄機買ってくださいますよってやってきた事業でしょ、これ、線量計の購入事業。だったらば、それは行政区が事業主体なんだから、行政区が町のあつて商工会から買いなさいって言ったから、みんな買っただけの話でしょう。何でそういうのが、町の検査事業に上がってくんだか、わかんねえ。だって、線量計事業ってのは、原子力災害対策課かな。いや、町民税務課かな。だったら、町民税務課さんが行政区を検査すべきなんでしょう。それにおかしなことがあるっていうならば。商工会に入って調査する権利もないんじゃないんですか、産業課としては。町の補助金は一銭も出てないんだから、商工会に、これについて。だから、最初から、42事業から外れているわけでしょう。何でそれが入ってきたんだかね、そういうふうに何でもかんでもごちゃまぜにしてやっと、私はいつまでたっても調査なんか終わんないと思うんで、何で線量計が入んだか、言ってください。

あと、2番目の商品券発行システム事業だけど、補助金出して機械買うってなつててね、機械を確認して、実績報告、実績検査終わりましたって、そういう検査ずっとやってきたんですか、古川町長になってから。車買った、トラクター買った、何買ったって、みんな見れるじゃないですか。伝票だけで確認なんかしないじゃないですか。車どれですか、トラクターどれですか、牛買ったなら牛どれですかって、みんな確認してるじゃないですか。そういうことを一切してこなかったんですか。これは商工会だけじゃなくて、古川町長になってからは。それが、あたかも不備があったみたいなこと言う。やるべきことやんなかってことでしょう、そんなの、現品確認しねえってことは、現物確認しないってことは。まさに、当局のそれは大きな失態ですよ、ものを確認しないなんてのは。処分問題ですよ、それこそ、職員の、それは。ただ、伝票だけ見てきましたなんて。どんな事業やったって、ものは確認するでしょう、国だって、県だって、商工会連合会だって。金融機関だって、融資受けてものを買えば、どれ買ったんですかって確認来るじゃないですか。それは、基本中の基本でしょう。そのことをやんなかったってのは、商工会が悪いとかって問題じゃなくて、町が悪いってことですよ、それは。根本的に。やるべきことやってねえんだから。それを今度は体制見直すんだなんて、ばかな話ないでしょう。やるべきことをやんねがったんだから。ほんじゃあ、何でそのやんねえような体制ができたのかってことをチェックしなくちゃいけないでしょう。そして、悪いものがあつたら、それはきちっと厳正に対処すべきじゃないですか、当局も。

それからね、今後は全額返還求めていくんだってのは、それはそれで結構なことですけど、要は、調査終了を待ってって、また町長言ったでしょう。じゃあいつ終わるんですか、残りのこの17事業というのは。本当は7月に終わるんだと我々は思っていましたよ。それが、8月いっぱいです、9月いっぱいですって言ってたら、どんどん商工会さんの財政負担が、きょうも新聞に2,600万円どうのこうの、提訴したっ

という話が載ってますけど、この2,600万円の話の中には、多分川俣町が1,200万円、今わかっている金額ですよ、1,213万7,999円の全額返還を求めていくんだってということが、入ってるかどうか私は知りませんよ。それは、商工会さんが独自にやったことで、構わないけど。それがどんどん膨らんでいったら、商工会さんも太刀打ちいかなくなっちゃうから、私は言ってるんですよ。早く早く明確にして、けりをつけるという体制を何で町長はとんないんですか。もう一回答弁してくださいよ。何でそれをやんないのか。

○議長（黒沢敏雄君）　ここで休憩いたします。再開は午前11時15分です。

（午前11時00分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　再開いたします。

（午前11時14分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　質問に答弁をいたします。

商工会の件でございますが、いろいろお質しがございました。この町のほうの調査については、期限でございますけれども、8月には全部終了することで今、進めておりまして、9月の定例議会には、歳入も含めた、歳出も含めた予算を計上してまいる考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。なお、調査の終わった件につきましては、返還請求をすることで準備をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、山木屋の営農でございますけれども、補助金についてのことも含めたお質しかと思っております。これにつきましては、さきに6月議会でもその前に議論をしていただきましたけれども、農家の方々が個人的なものについての対応までもきめ細かく対応すべきじゃないかというような意見をいただいたと、私は理解しておりました。そんな中で、最初4月に組合を立ち上げた部分がございましたけれども、それでは到底賄い切れないだろうというようなお話もいただいたと思っております。そんな中で、山木屋の復興にとって、農業の再生が一番大事なことだとも思っております。そんな意味で、今回、そういったことのフォローもできる組合をつくるということで、農振会、先ほど課長も答弁いたしましたが、それを進めてきておりました。

そんなことで、今般、その組合が立ち上がるようになりましたので、今回、まだ正式に総会等を開いていないことは聞いておりましたが、今回、予算を計上して、早く取り組んでいきたいと、そんなことで考えて、予算を計上した経緯がございますので、手続上の不備については、議員お質しのおりかと私も思いますけれども、この事業が円滑にいくようにという思いで、今回、予算計上をさせていただいたことについてご理解を賜りながら、今後、この事業が円滑にいくように、しっかりと見守り、また町が責任を持って対応していく考えでありますので、ひとつご理解のほど、よろしくお願ひ申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒沢敏雄君）　産業課長。

○産業課長（沢井一雄君）　ご質問にお答えいたします。

43と言いました線量計の調査に関しまして、産業課でやっているということでございますが、これは、調査の中で、商工会のほうからも報告がございましたので、町の関連事業として、今回調査したものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　ほかにございませんか。

6番　菅野清一君。

○6番（菅野清一君）　2点ほど確認しておきたいと思います。

まず一つは、今の議論を聞いているとわかると思うんですが、農地の保全管理については、去る6月の委員会からきまして、6月議会に提案できなかったというのは、保全管理は当然しなきゃなんないことだし、それ自体に誰も議会は反対していなかったわけですよね。提案の仕方が問題で、撤回したわけですよね。その辺の認識が根本的に間違っていると思うから、お尋ねします。

一番は、結局、本来、解除前ですから、国の責任でやるべきなんですよ。そうですね。この去る8月15日に出された資料を見ますと、保全管理体制云々っていうことなんですが、これ、目的及び目標をね、東日本大震災とともに発生した原子力発電所事故の影響云々で、農産物の中止を余儀なくされた避難区域とか言ってるけど、これ、法律的に言えば、原子力災害特措法の第15条で、町長が避難の許可を与えたわけですよね。だから、これ第三者じゃないんですよ、町は。確かに避難しろっていうのは総理大臣の権限ですからね、本部長は総理大臣しかねませんから、原災は。だけど、市町村については、市町村長の責任なんですよ。だから、このまず文章からしても誤りですよ。この中で、当該地域の営農活動の推進目的というのであれば、まだ解除してないわけですから、本来、国の責任でやるべきことなんです。この点がきちんと明確にされてないってことなんですよ。だから、受託組合とかやる人たち、あと個人でやる人も含めて、その辺の身分の保障とか、財務管理も含めてきちんとされてないから、だめだってことだったんですよ。その辺をよくわかってないんですよ。だから、本来、この目的及び目標には、本来国がやるべきことなんだから、町がかかわってやるってことをちゃんと明確に、これ文章化をなぜしなかったのか。これ、どっかから圧力でもかかったのかい。何か県の補助金をもらうから地元でやっていくとか、そういう単純な話じゃないんですよ。本来、環境省がやろうがやるまいが、そういうことになってるんです、制度上。だから、今度の井戸掘りにしたって、あとはいぐねを切る問題だって、国がやんないから町がやるわけでしょう。そこを何で、この目標及び目的にきちんと出せないのか。それを出さないことによって、いろいろ誤解を招くわけですよ。

中身に入りますけど、145ヘクタールに単純に3万5,000円掛けて、5,070万円になってるんですけど、これだって、実際請け負ってやっている人たちにとっては、全部出るかどうか不安なわけですよね。で、これがですよ、145町歩だけじゃないわけですよね、たった3地区ですから。山木屋農地は938ヘクタールあるわ

けですから。これ全部やったら、もっと金額が大きくなるわけですよ。この辺も含めて、これは県の補助金でやろうと、どこの補助金でやろうとそれは構わないですよ、そんなことは、やり方については。ただ、町としてのスタンスを普通地方公共団体のスタンスとして、きちんとなぜ目標及び目的に出せなかったのかということです。今の議論を聞いてても、何か曖昧模糊なんですよね。まずこれがなぜこの目的及び目標にきちんと、本来国がやることであるけど、国がやらないというから、県の補助金を使って町が責任を持ってやるってこと、明確になってりゃ、6月なんかそんなん出せたわけですよ、十分に。

そのことが一つと、あともう一つ、商工会の問題なんですけど、ここに来て、まあいろいろばたばた動きがあるんですけど、町長は6月の議会において、刑事告発も視野に入れて検討するという答弁だったと思うんですが、それはいつの時期に設定しているのか、この2点についてお答えください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 答弁を申し上げます。

山木屋地区の農地の保全管理については、議員ご指摘のとおり、国の責任で保全管理をすべきだということで、再三、町とすれば環境省のほうに要望、要請をしたところでございます。ただ、いかんせん、環境省のほうでは、農林水産省にお願いをしまして、農林水産省がこういった補助金の要綱を作成して、福島県のほうにおろしてきたと。福島県のほうは、町のほうにおろしてきて、町は受けざるを得ないというような状況になったところでございます。本来、国の責任で本当に保全管理はすべきだと、町は今も認識をしております。

また、団体の育成というような観点もございまして、この団体の育成については、法人化も含めて、町が責任を負ってやっていきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） 答弁いたします。

商工会に対する告発、告訴でございますが、現在、きょうの新聞にもございましたが、商工会では告訴等を検討しているというふうに報道等がございました。また、その旨を聞いております。町といたしましては、その状況を注視している状況でございます。

以上であります。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 原災課長ね、環境省が農水省に振って、農水省は県に振って、県から町に振ってきたらこういう文章になったって話じゃないんですよ。なぜなら、川俣町役場は、環境省の下請機関でもなければ、県の下部組織でもないんです。我が国の憲法、地方制度上において、だから憲法94条に、自治立法権と自治行政権と書いてあるでしょう、自治財政権って。わかって役場職員をやっているわけでしょう。30年までやっているんだか、わからないけど。だから、なぜこれが入ってないってこ

とになると、いろいろな誤解を招くわけですよ。そこで働く人だって不安じゃないですか、やっぱり。ましてや今、これから都路とか川内のああいふ問題、反対を押し切りながら、どんどん行政は、国の下請となって賠償打ち切りに動いてますよね。賠償打ち切りって何かって言ったら、要するに避難解除ということは、賠償打ち切りを意味しているわけですから。そういうこの財産権の侵害までいくわけですよ、イコールとして。だから、その辺はきちんとやっぱり、この2の目的及び目標にきちんと、一個入れるべきなんですよ。これを入れると、補助金が来ないとかって制約でもあるんですか。あるんなら、堂々と訴えてくださいよ、県でも誰でも。それはきちんとしなきゃなんねえよ。だから、けじめはちゃんとつけなきゃだめですよ。これはちゃんと、きちんと入れてください。入れないんであれば、その入れない理由は何なのか。なぜなら、この受託組合でやる人もそうだし、この被害を受けた人も全部含めてそうなんですよ。

では、もう一つ確認して、農地面積の6割で営農再開ということは、938ヘクタールの6割ってことで解釈して間違いはないのか。そして、この6割の根拠ってのは何なのか。それは、どこでそういう議論をして6割になったのか。何かの審議会でやったのか、それとも、これも個人情報保護で、秘密でやったのか、オープンでやったのか、わかりませんが。まず、この辺をちゃんと明確にしてください。そうじゃないと、この働く人たちも預ける人も不安になりますから。別に農地保全やることに反対している人は、誰もいないんですよ、議会の中で。それはやっぱり、きちんと自治体として、ちゃんと基礎自治体の主権としてちゃんと言ってください。

あともう一つは、今、町長に質問したんだけど、伊藤副町長、町長になったようだから、あえて新たに聞くつもりはないんだけど、結局、刑事告訴も辞さないということで、6月議会では答弁しているんですよ。きのうやったのは、民事ですよ。これについては、刑事と民事の違い、まずわかって答弁しているんですか。刑事訴訟法上とか。あえて申し上げておきますと、伊藤さん、あなたは副町長ですから、町長じゃないですから。町長から明確に答弁してください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 答弁を申し上げます。

ただいまのご質問にあった目的及び目標については、あくまでもこの福島県の営農再開支援事業の目的、目標をここに記載したものでございます。ですから、農地面積の6割を営農再開するというのが県の目標であるということは、ご理解をいただきたいと思います。

町については、まだこの営農再開の目標については、まだ定めておりませんので、今後、これは、あくまでも福島県の要綱を抜粋したものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番、菅野清一議員の質問に答弁いたします。

刑事告訴、6月議会の答弁だということでございますが、ただいま副町長が答弁し

たとおりでございます。今、商工会のほうでも今回の新聞報道にあったようなことで、きのう、今後の取り組みについて発表されました。その中では、弁護士もついて、いろいろとやっておりますので、そういったことについて、我々も注視をしながら、今後の対応はしっかりととっていききたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） だから、今のやりとりを聞くと、本当に受託組合なり、営農組合の人は大変だと思いますよ、現実には。行政当局がこのスタンスですから。だからこれ、課長は、県から来たからこのまま書いたってことなんでしょう。そうしたら、これ、県の指導ってちゃんと書かなきゃなんないですよ、これ。説明会の資料に。町は直接、特段に気もありませんと書いて出すのが、普通のノーマルな神経の状態の人の出し方でしょう、これ。県から来てそのまま出すんなら、この町議会、全員協議会の下に福島県より依頼と書くんですよ、普通は。町は何の考えも持ってませんと。それで間違いないんですよ。

だから、かつてあった井戸掘りの2億9,000万円、あと稲の1億9,000万円、あれなんかははっきりしてるじゃないですか。あのように明確にすればいいだけの話でしょう。なぜそれができないのか。これは、環境省から圧力があつたんですか。復興庁ですか。警察庁、どこから圧力がかったの。農水省、文部科学省、エネ庁。考えてないんだったら、考えてないって書きなさい、ちゃんとここに。私は考えてませんが、県から来たのをこのまま書きましたと。そうじゃないと、やっぱりここに農地を抱えている住民はもちろん、そこの管理を任される人だって大変ですよ、これ。なぜかっていうと、これ、労務管理の問題、保全管理、あと財務管理を含めて全部、町が責任持つって言うんだけど、実際は県から言われて出ただけだと。こんなでたらめな行政ありませんよ、現実には。きのうやきょう職員になったわけじゃないんですから。ここを明確にしてください。これを、この文言じゃなければ補助金は出さないとという制約でもあったというなら、県のどこの部署の何というやつだか教えてください。私ちゃんと確認しますから。

一番問われているのは、町長もよく聞きなさいよ。いいですか。避難しろって言ったのは、当時の菅直人。4月22日付で。避難すっかしいかは、古川道郎君、あなたがやったの。つまり、普通地方公共団体の長として、その責務を負うと、これは法律でそうになっている。原災特措法の15条にちゃんと書いてあるんです。だから、本来町は、この目的、目標については、本来国がやることであるけど、町がそれにかかわってやるということを、ちゃんと明確に書いてやれば問題ないじゃないですかって、私は言ってるの。そういう曖昧模糊のでたらめなことをやってっから、これは6月に提案できなかったわけですよ。もう少し、普通地方公共団体として主体性を持ちませんか。なぜできないんですか。

この6割も県で言ってるからって、県のどこで言ったんですか、その6割って。県の何部の何という方が言ったんですか。そうしたら、川俣町としては、まだ決まって

ないって言うなら、これ6割って書けないじゃないですか。これから、復興会議とか推進委員会とかで、これは決めていくことじゃないですか。ただ町の目標としてこう思っているというんなら、話はわかるけど。で、文章は県から言われて書いたんだ。6割って書いたんだけど、これも県でそう言ったから書いたんだと。じゃあ、町はどこに行ったんですか、川俣町は。これはどこの町のをばくって出したの、そうしたら。余りにもひどいでしょう、中身が。

本当に、そういう意味で、営農再開できなくなっている今のあの状態を見て、これから60万袋と言われる、60万トンと言われるトンバッグ、今9万3,000ですから、あと50万袋くらい出てくるわけですよ、これから。行き場のないフレコンバッグが。あの状況を見て、こういう適当なことをよく書けるもんだなと、私はその神経を疑います。これ、ちゃんと書き直してくださいっての。目的及び目標。そして、そこで働く人たちの身分の保障も全部含めて、きちんと出してくださいよ、ちゃんと。農地保全を完了することに誰も反対しませんので。これ、やるほうだって不安ですよ。だって、145ヘクタール全部来るって保証はないんですから、現実には。だから、もっと、制度もそうですけど、仕事もそうだけど、ちゃんとそこで働く人たちのことも含めて、きちんとする気ありませんか、当局は。改めて答えてください。

そして、商工会なんですけど、推移を見守ってるって、ずっと見守ってるんですか。福島県の健康管理検討委員会と同じですね。あなたの健康を見守ります。県は何もしない。大丈夫だ、大丈夫だって。その間に甲状腺がんはどんどん進んで、発表では90人って言ってますけど、実は4倍だそうです。だから、それと同じことなんです。そうしたら、行政なんて要らないじゃないですか。だから、今、残り9事業でしたか、残っているのは。9事業を明らかにした段階で、9事業許可するっていうんだったら、するって答えればいいだけの話ですよ。例えばあしたや、あさってではできないわけですから。そうやって明確に答えてください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご質問に答弁を申し上げます。

ただいま議員ご指摘のとおり、県の要綱の抜粋を提示したところでございますが、昨年、平成25年7月3日付で、川俣町告示第45号、川俣町営農再開支援事業実施要綱を定めております。その中でも、農産物生産の中止を余儀なくされた避難区域において、営農再開を円滑に推進するため、町長が適当と認める団体に対しという文言が入っております。それは、県の要綱と何ら変わったところはございません。今後、目標設定については、山木屋地区の復興推進委員会と営農組合等と相談をしながら、目標を設定したり、あと再生受託組合の方々の身分保障も含めて、検討をしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とします。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番、菅野清一議員の質問に答弁いたします。

先ほど答弁した内容のとおりでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第7、議案第78号「平成26年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 議案第78号「平成26年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）」について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから、本案について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） この10ページね、西部工業団地なんですけど、委託料は造成管理、造成設計なんだね。工事請負費は、整備工事なんだね。多分、私が思うには、造成工事管理と造成工事設計業務で、工事請負費は造成工事請負費だと思うんですけど、この造成と整備とを分けた理由があるんならばお聞かせ願いたい。あと、工事という名前を何でわざわざ抜かさなきゃなんねえのか。これが一つ。

二つ目は、これね、産業課長じゃねえんだけど、町長ね、ずっとほら、企画財政課でやってきたわけだ、この仕事ね。昔、開発許可を取ったから、開発許可の取り直しは必要ねえんでねえかって、何回も言ったんだけど、いや、古いから取り直さねばだめなんだとか言って、5,000万円だか設計料をとってね、やりましたよ。でも実際は、開発許可の取り直しはしなかったわけでしょう。変更協議しただけなんでしょう、工事の中身の。何でうその答弁したんだか、二つ目に、お聞きしたいですね。1回も正式に謝ってもなんでもいねえんで、説明もしてねえからね、これ。開発許可は必要なかったなんて話は。取り直すって明確に言ったんだからね、本会議で、私の質問に対して。だめなんだと、前の許可ではもうだめだから、取り直すんですと、だから5,000万円必要なんだと、こういう話で。それはどうなったのかと。

あと三つ目は、その5,000万円の設計業務、これ、いつ契約して、いつ終わって、いつ竣工書類が上がってきたんだか、お知らせください。

以上、3点。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

まず、造成と整備との違いでございますが、広く整備の中に造成費も含めたという考え方で、整備工事請負費という形に記載をいたしましたもので、基本的には、確かにご指摘のとおり、造成費にかかわる工事請負費でございます。ご理解を賜りたいと思います。ただ、その造成としてやることに内容としては変わってないので、整備という形でありましても、造成事業ということでございますので、ご理解を賜れないでしょうか。よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、5,000万円の総事業費の竣工関係でございますが、今、手持ちにちょっと資料がございませんので、日程等は今ここでちょっと私、答弁できませんので、調べる時間をいただきたいと思いますと思ひますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とします。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 当時、財政課長がお答えしたのは、確かに取り直しということでございますが、そうじゃなくて、変更を含むまでの取り直しという考え方だったと思うんで、その言葉の説明がちょっとまずかったのかと思ひますけども、基本的には当初はありますので、変更ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 暫時休議いたします。 (午前11時47分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。 (午前11時59分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 答弁をいたします。

西部工業団地の開発許可申請に伴う業務委託の中で、当初、建設事務所との協議の中で、開発行為の取り直しの話をいただきましたので、議会に対しましては、この開発許可申請の取り直しという話で進めておりましたが、大変申しわけございませんでした。協議を進める中で、一部の変更で、申請書の提出がよいというふうな協議が調いましたので、最終的には、一部の変更ということで、この開発許可のほうの申請については進めた経緯がございます。議会のほうに対しまして、この間の経緯を説明しておりませんでしたので、この場をおかりしましておわびを申し上げたいと思ひます。

なお、委託期間につきましては、平成25年2月21日、平成24年度から平成25年11月29日まで2カ年の繰越明許事業ということでございます。契約金額につきましては、2カ年間で3,150万円の契約金額でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） まずね、この文言だけど、そんじゃあ、整備工事って発注すんのかい、これ。造成工事って発注すんでしょう。整備工事なんて言葉聞いたことねえもん。だから、間違ったら間違っただ素直に直せばいいんじゃないですか。だって、整

備工事管理業務でねえんだもん。造成管理とか、造成設計とかって、工事名なかったらば、なにやんだかわかんねえべした。自分がやんだか、やんねえんだかわかんねえよ、これ。だから、文言を精査しねえで上げてくっから、こういうことになんだっていうの。文言精査しねえってことは、チェックしてねえってことなんだよ、企画財政課も総務課も。こういうのを予算書にぺろっと出してきて、ずっと全協のときから見てっけど、誰も気がつかねえでやってるわけでしょう。整備工事なんておれ、聞いたことねえもん、そんなの。修繕工事やるわけでねえんだから、造成工事に決まってるじゃないですか。団地造成とか、校庭の造成工事って、造成に決まってるでしょう。だから、間違ったんなら素直に直しゃあいいんじゃないですか。何で直さずにへ理屈くっつけるのか、わかんないね。直す気あんの、ないの。まず、再質問の一つ目。

あと二つ目ね、開発許可だけど。じゃあ、もともと開発許可は取り直すべき性質のものだったんですか。協議の結果、変わったんだって言うてっけど、私の知る限りは、一回取った開発許可をもう一回再申請するってことは、取り下げするしかねえんだよ、前の開発許可を。取り下げ行為がねえのに、もう一回同じ場所の開発許可申請ができるわけじゃないじゃないですか、どう考えたって。だから、もともとはじゃあ、どうだったの、根本的には、法制度上は。申請し直すべきものは取り下げして、もう一回再申請すべきもんだったのか、一部変更でとどめて、変更申請だけ出せばよかったのか、どっちなんですか、法制度上は。そのこと、二つ目ね。

それからね、あとその開発許可申請でやったのが去年の11月29日に終わってるってわけでしょう。そのときの西部工業団地の造成工事費は幾らだったんですか、11月29日の分は。そして、今般は、全体で14億6,000万円になってますけど、それはどこにも発注してないわけでしょう、まだ。発注してねえってことは、直営でこの見直しをして、14億6,000万円の総額工事費になったんですか。再質問、3点。

○議長（黒沢敏雄君）　ここで昼食のため、休憩いたします。再開は、午後1時30分です。（午後0時03分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　再開いたします。（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君）　ご質問にお答えいたします。

まず初めにですけれども、11月29日の成果におきまして、工事費の総事業費ということでございますが、成果の中に上がってきています中では、10億770万円が事業費でございますが、今回、人件費等の増額等を鑑みまして、工事費等といたしまして、13億7,500万円と設計等を改めたところでございます。それに基づきまして、今回、予算科目に計上させていただいております。

続きまして、10ページにございます説明の中におきまして、工事等の名前でございますが、これは余り適切でなかったこと、ちょっとおわび申し上げます。改めまし

て、整備工事請負費でなくて、造成工事請負費に修正させていただきたいと思いますが、よろしくご審議お願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） お諮りいたします。

ただいま、産業課長から修正の申し出がありましたが、修正してもよいかどうか、お諮りいたします。いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしということで、そのようにさせていただきます。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 答弁をいたします。

開発許可の取り下げ申請をせずに、一部変更でよかったのかという質問でございますが、これまでの建設事務所との協議におきまして、本来は元の開発許可の取り消し申請が必要ですが、今回は、取り消し手続は必要としないで、変更届による一部変更ということで協議を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 開発許可の話はわかりました。そんなら、本来は取り下げが必要だったということで、間違いねえのね。

それで、3番目の質問の10億770万円が13億7,500万円に変わったとかいうのね。そうすると、30%伸びるわけよ、これね。当初の11月29日に終わったがなから見れば。だから、その3億7,000万円弱の金額が伸びたわけでしょう。それは、直営でやったのかいっておれはさっき聞いた。だから、そこに何億円の差もあるわけじゃないですか。だから、これは、業者さんは終わったわけでしょう、11月29日に、仕事は。仕事は11月29日に終わったわけだから、そうすると3億7,000万円ふやしたっていうのは、工事が何か追加になったわけだね。30%人件費が伸びたとは思わねえわけだから。工事が何か変わって、それも全部。変わったってことは、測量のし直しも出たでしょうし、いろいろ大変な事務作業があったわけだよ。3億円の工事費なんていったら、普通、川俣町ではほとんどない工事なわけですから。そうすると、その3億7,000万円弱の工事費が伸びたことの精査っていうか、設計、測量設計調査っていうのは、直営でやったんですかと、こう聞いてるんです。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えします。

これに関しましては、先ほど述べましたように、人件費とあと防災工の中の一部、表土等の土工等に金額等がまだ概算で入っていなかった部分がございます。そういったものの内容の精査は、直営でやらせていただきまして、今回の金額の算定をいたしましたものでございますので、これはあくまでも直営でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) ここで、議事日程の追加について、お諮りいたします。

発議1件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。したがって、発議1件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加議事日程を配付いたします。(資料配付)

配付もれはございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) それでは追加日程第1、発議第6号「石原伸晃環境大臣「金目」発言への抗議と被災者に寄り添った施策の徹底を求める意見書」を議題といたします。
局長朗読。

○議会事務局長(高橋清美君) 発議第6号、石原伸晃大臣「金目」発言への抗議と被災者に寄り添った施策の徹底を求める意見書

地方自治法第112条及び川俣町議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年8月19日

提出者 川俣町議会議員 菅野正彦

賛成者 川俣町議会議員 石河 清

賛成者 川俣町議会議員 高橋道也

以上でございます。

○議長(黒沢敏雄君) ここで、提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○10番(菅野正彦君) 10番、菅野正彦です。朗読をもって説明いたします。

石原伸晃環境大臣「金目」発言への抗議と被災者に寄り添った施策の徹底を求める意見書

平成26年6月16日の石原伸晃環境大臣の中間貯蔵施設建設に関わる交渉につい

て、「最後は金目でしょう」と発言したことは、被災者として強い憤りを覚えるものである。

とりわけ、石原環境大臣は16回にわたり開催された住民説明会に一度も出席しない等、その姿勢はふるさとを追われ、将来への生活に展望を見いだせず苦しんでいる被災者の心情を踏みにじっている中での「金目発言」で、到底容認できるものではなく、責任のとり方を含め強く抵抗するものである。

さらに、環境省はこの間、一方的に除染の目標を年間被曝線量1ミリシーベルト（空間線量0.23マイクロシーベルト）から個人被曝線量の管理に変更する等の方針を提起しているが、このことは国の方針を受け、空間線量0.23マイクロシーベルトを目標として除染事業を実施してきた自治体にとっては困惑以外の何ものでもない。

よって、国においては、大臣自らが真摯で誠意ある言動で被災者、自治体と対話し、中間貯蔵施設の早期建設と住民が安心できる徹底した除染の継続等、被災者の心に寄り添った施策の実行を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年8月19日

内閣総理大臣 安倍晋三 様
環境大臣 石原伸晃 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 局長。

○議会事務局長（高橋清美君） すみません。発議第6号で石原伸晃「環境」がちょっと抜けてしまいましたんで、申しわけございませんが足してください。石原伸晃「環境」大臣ということをお願いしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） これより質疑に入ります。

本案について、質疑ありませんか。

局長。

○議会事務局長（高橋清美君） すみません。こちらのミスで、「抵抗」を「抗議」とお願いしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） それでは、提案者、もう一度お願いします。

菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 10番、菅野正彦です。文言に一部誤りがありましたので、訂正させていただきます。

「とりわけ、石原環境大臣は16回にわたり」の最後のほうにある、「責任のとり方を含め強く抗議するものである」に訂正させていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

本案について、質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから発議第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 以上で本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

これをもって平成26年第6回川俣町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後1時44分）

本臨時会で決定した事件は、次のとおりである。

報告第 7 号 専決処分の報告について

(専決第 1 2 号 旧川俣精練解体工事請負契約の一部変更について)

報告第 8 号 専決処分の報告について

(専決第 1 3 号 川俣町子どもの屋内運動場整備工事請負契約の一部
変更について)

議案第 7 7 号 平成 2 6 年度川俣町一般会計補正予算 (第 3 号)

議案第 7 8 号 平成 2 6 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(追加日程)

発議第 6 号 石原伸晃環境大臣「金目」発言への抗議と被災者に寄り添った施策の
徹底を求める意見書

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 佐 藤 喜 三 郎

同 署名議員 高 野 善 兵 衛